

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：九宝工業株式会社

業者の住所：福岡県福岡市博多区下呉服町9-26

2 指名停止措置期間：令和7年12月3日から令和7年12月16日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲：福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県
沖縄県

4 事実概要

同社は、福岡市内の民間発注工事において、令和5年6月15日、土ならし作業中の法面崩壊により、労働者が埋もれて死亡する工事関係者死亡事故を発生させたものである。この件について、同社は福岡簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金20万円、同社取締役は同裁判所から同法違反及び業務上過失致死罪で罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定したものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第1 1～7 略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内